

下水道事業の財政

下水道事業は、經常収支が明らかになるように、一般会計とは別に特別会計「下水道事業会計」を設けて運営しています。

下水道事業会計

下水道事業会計

収益的収支

管理運営に関するもの

資本的収支

施設の建設に関するもの

家庭や工場から出る汚水を処理する経費

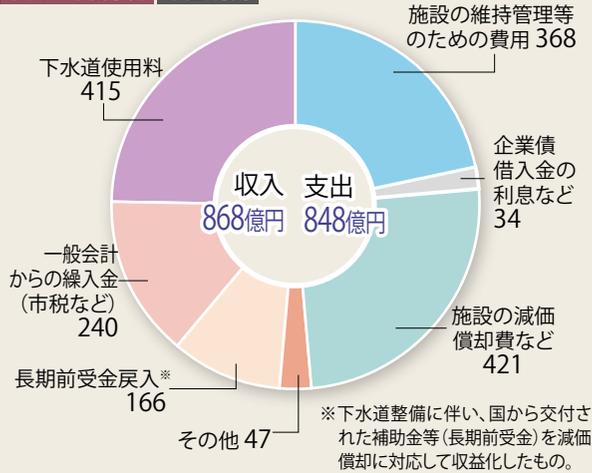
▶ 下水道使用料でまかなう

雨水を処理する経費

▶ 一般会計繰入金(市税)でまかなう

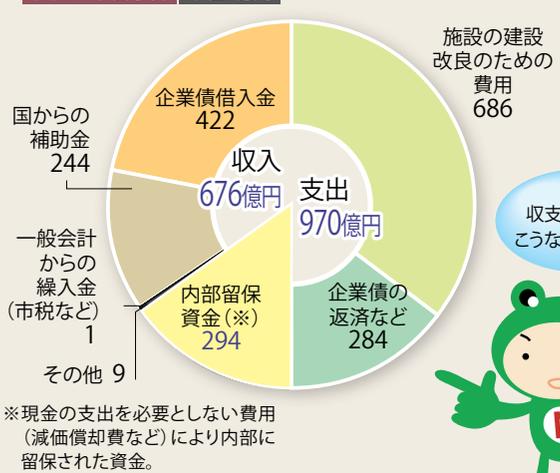
収益的収支(管理運営費とその財源)

令和7年度予算 単位:億円



資本的収支(建設費とその財源)

令和7年度予算 単位:億円



収支の内訳はこうなっています



下水道に排出する汚水の量に基づき**下水道使用料**を負担していただいています。

雨水の排除に要する経費は、原因者が特定できず、その効果が広範囲に及ぶことから、市税等(一般会計からの繰入金)でまかっています。

■下水道使用料計算式(1か月につき)

(令和7年4月1日現在)

種別	使用水量	単価	計算式	
一般汚水用	基本額	10m ³ まで	550円×1.10=605円	
	超過額(1m ³ 当り)	11m ³ ~20m ³	61円	(61円×水量 - 60円)×1.10
		21m ³ ~30m ³	83円	(83円×水量 - 500円)×1.10
		31m ³ ~50m ³	103円	(103円×水量 - 1,100円)×1.10
		51m ³ ~100m ³	119円	(119円×水量 - 1,900円)×1.10
		101m ³ ~200m ³	136円	(136円×水量 - 3,600円)×1.10
		201m ³ ~500m ³	159円	(159円×水量 - 8,200円)×1.10
		501m ³ ~1,000m ³	180円	(180円×水量 - 18,700円)×1.10
湯屋用	基本額	10m ³ まで	550円×1.10=605円	
	超過額	11m ³ 以上(1m ³ につき)	18円	(18円×水量 + 370円)×1.10

下水道をどれだけ使うかによるんだね



大都市の下水道使用料

大阪市の下水道使用料は、使用水量10m³までは605円、それ以上は水量が多くなるほど単価も高くなる制度になっています。一般の家庭で1か月に使用する水量はおよそ20m³で下水道使用料は1,276円になります。これは、大都市(東京都区部と政令指定都市)の中では、最も安価な下水道使用料となっています。

地下水(井戸水や温泉水など)や雨水再利用水を使用する場合は、「公共下水道使用開始届」を提出する必要があります(詳しくは建設局経理課へ ☎6-6615-7545)。

■大都市の下水道使用料比較(20m³/月)

(令和7年4月1日現在)
(消費税込み/単位:円)

